

平成 19 年度

京田辺市教育の方針

京田辺市教育委員会

平成 19 年度 京田辺市教育の方針

京田辺市の教育は、活力とうるおいのある未来をつくるため、確かな見通しを持って主体的に生き抜く、創造性あふれる心豊かな人間の形成を目指すものである。

この教育の目標を達成するためには、確かな学力、豊かな人間性、健康や体力など「生きる力」の育成を基本とし、情報科学の進歩をはじめ、急速な社会の変化に柔軟かつ的確に対応する能力や資質の育成に努めることが必要である。

学校教育においては、知・徳・体の調和のとれた発達を図り、勤労と責任を重んじ、基本的人権を尊重し、国際感覚を身に付けた児童生徒の育成に努め、生涯にわたる学習の基盤を培うこととする。そのため、教職員は、自ら資質能力の向上に努めなければならない。

また、各学校・園が教育課題を明確にし、子どもや地域の実情に応じた特色ある教育活動の充実に努めるとともに、開かれた学校を目指し、家庭や地域社会との連携を図る必要がある。

社会教育においては、基本的人権の尊重を基盤に、生涯学習社会の実現に向けて、社会の変化に対応した学習課題を明確にし、学習環境の総合的な整備・充実に努めることを目標とする。そのため、市民の自発的な学習活動を支援するとともに、学校、家庭、地域社会が連携しながら、生涯学習、文化・スポーツ活動の振興に努めなければならない。

京田辺市教育委員会は、学校教育、社会教育、社会体育の密接な連携を進め、子ども達の豊富な社会体験を通して人間形成に努めるとともに、市民の生涯にわたる学習活動を推進し、地域に即した教育活動の創造と活性化のために、なお一層の努力を図るものである。特に、心の教育の充実、学校安全ボランティアをはじめとする子どもたちの安心・安全の確保のための取組、学校図書館の充実、校種間連携の推進、同志社大学及び同志社女子大学との連携に努めるものである。

このため、平成 19 年度における学校教育、社会教育、社会体育において、それぞれ重点を定め、緑豊かで健康な文化田園都市づくりを目指すものである。

平成19年度 学校教育指導の重点

京田辺市の学校教育は、人間の生涯にわたる成長の基礎を培い、豊かな心をはぐくみ、たくましく生きる幼児・児童生徒の育成を期し、その達成のために実践の充実を目指すものである。

各学校・園においては、京田辺市教育の方針を踏まえ、校園長主導の体制の下、学校・園経営方針を明確にした創意ある教育課程を編成し、日々の教育活動の充実を推進する。

また、生涯にわたる学習の基盤を培うため、教育活動全体において基礎・基本を徹底し学力の充実・向上を図り、一人一人の個性を伸ばす教育の充実に努める。

特に、本年度努力すべき事項を次のとおりとする。

基礎・基本の徹底による学力の充実・向上と個性を伸ばす教育の推進

1. 学習指導

目標

学習の意義と課題を明らかにし、個に応じた指導を積極的に進めることにより基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせるとともに、自ら学ぶ意欲と自ら考える態度を育て、学力の充実・向上を目指す取組を進める。

努力点

- (1) 学習指導要領の趣旨を踏まえ、授業改善を進めるとともに、指導内容の精選と重點化を図り、授業時数を確保しながら綿密な指導計画に基づいて指導し、児童生徒に基礎的・基本的な内容を身に付けさせ、学力の充実・向上を図る。
- (2) 児童生徒に知識・理解はもとより、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などを育成するため、個々の学習状況を的確に把握し、個に応じた指導を積極的に進め、指導方法や指導体制の工夫改善に努める。
- (3) 学習指導要領に示す目標に照らして、その実現状況を見る評価を一層重視するとともに、児童生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、きめ細かな指導に生かす。
- (4) 「総合的な学習の時間」では、各教科等で身に付けた知識や技能を相互に関連付け、総合的に働くようにするとともに、身に付けた力を各教科等の学習に生かす。
- (5) 司書教諭などすべての教職員が連携して、読書意欲の向上や読書習慣の形成等に努めるとともに、学習・情報センターとしての学校図書館の計画的な利用を進める。
- (6) 特別活動の教育課程における位置付けを明確にするとともに、他領域等との関連を図った諸計画を充実し、ガイダンスの機能を生かして個性の伸長に努める。

2. 進路指導

目標

進路指導を人間としての在り方生き方にかかわる指導ととらえ、そのなかで学ぶこと働くことの喜びと大切さを体得させ、将来への目的と展望をもって、自らの進路を主体的に切り拓く能力や態度を育成する。

努力点

- (1) 校内外での幅広い学習経験や啓発的経験を得させる活動を充実させ、自己の特性に気付かせるとともに、望ましい職業観、勤労観を身に付け、将来への希望とその実現への意欲を高める指導に努める。
- (2) 校内の進路指導体制を確立し、家庭や関係諸機関との連携のもとに、組織的・計画的・継続的な進路指導を推進するとともに、キャリア教育に関する指導力の向上に努める。
- (3) 進路希望の実現のため、学力の充実・向上と規律ある学校生活の実践に努め計画的な相談活動を通して自己理解を深めさせ、進路に対する目的意識の向上に努める。
- (4) 適切な進路情報を幅広く収集整理し、個に応じた進路指導に努める。

3. 特別支援教育

目標

LD、ADHD、高機能自閉症等を含め、障害のある児童生徒が、心豊かでたくましく生きる力を培い、自立し社会参加する資質や能力を育てるための、個々の教育的ニーズに応じた適切な教育に努める。

また、すべての児童生徒に、障害のある人への正しい理解と認識を育てるための計画的な指導に努める。

努力点

- (1) 「個別の指導計画」による個に応じた指導を推進・充実し、生涯にわたって学び続ける意欲と能力の伸長を図るため、保護者との共通理解を図りつつ効果的な指導を進める。
- (2) 幼稚園、小学校、中学校間や関係機関及び保護者との連携のもとに進路を見通した就・修学指導を確実に進める。
- (3) 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒個々の理解を深め、実態に応じた支援に取り組むとともに、校内体制の一層の整備に努める。
- (4) 学校の教育活動全体に交流及び共同学習を位置付け、計画的、継続的に行う。
- (5) 特別支援教育について、保護者や地域社会の理解や認識を深めるために啓発活動を行う。

4. 幼稚園教育

目標

幼児期の特性を踏まえ、豊かな環境を基本とし、遊びを中心とした総合的指導を通して、人間形成の基礎を培う。

努力点

- (1) 幼稚園教育要領の趣旨に沿い、教育の期間や幼児の生活体験、発達の過程などに配慮した教育課程の編成を行うとともに、体験活動を生かした幼児期にふさわしい活動を展開し、社会生活上のルールや道徳性を必要に応じて身に付けるように援助する。
- (2) 個々の幼児の特性や発達に応じた環境構成と指導方法の工夫に努める。
- (3) 生涯にわたる生活や学習の基盤となることに配慮し、家庭や小学校との連携を強化するとともに、適切な就学指導に努める。
- (4) 地域における「子育て支援」を担う教育機関としての役割を認識し、保護者及び関係諸機関等と連携し、取組を積極的に進める。

豊かな人間性をはぐくむ教育の推進

1. 道徳教育

目標

幼児・児童生徒の実態に即し、教育活動全体を通じて道徳性を養うための指導を推進するとともに、道徳の時間の指導を充実させ、各学級で道徳的実践力の育成に努める。

努力点

- (1) 道徳教育の全体計画、学級における指導計画及び道徳の時間の年間指導計画を学校行事や総合的な学習の時間等と関連させ、指導内容の改善と充実を図り、指導の徹底に努める。
- (2) 道徳の時間では、体験活動を生かす工夫や「京の子ども 明日へのとびら」等の資料の活用、地域の人々の協力などにより、内面に根ざした道徳性の育成を図る。特に、生命の尊重や他人を思いやる心など豊かな心の育成に努める。
- (3) 豊かな体験の場と機会を生かし、幼児・児童生徒一人一人の内面的な力の育成を図る「心の教育」の充実に努める。
- (4) 児童生徒の心に響き、道徳的価値の自覚を促す指導方法についての研修を深め、授業の充実に努める。
- (5) 授業公開などを通して、学校における道徳教育に対する保護者・地域社会の理解を一層深めるよう努める。
- (6) 家庭や地域社会と一体となって、道徳的実践を促す環境づくりに努める。

2. 人権教育

目標

学校教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、基本的人権や同和問題などさまざまな人権問題についての正しい理解と認識の基礎を培う。

努力点

- (1) 人権に関する学習を計画的に進め、すべての人の基本的人権を尊重する心をはぐくむとともに、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重する態度や実践力を培う。
- (2) 児童生徒の学力の向上を図り、修学保障に努めるとともに、多様な進路を主体的に選択できる力を身に付けさせる。
- (3) 人権に関する研修を日常的・系統的に行い、認識の深化と指導力の向上に努める。
- (4) 校種間連携や交流を通して、発達段階に即した人権教育を推進する。
- (5) 人権問題の解決を目指すため、関係諸機関との連携を強化し、地域・保護者の深い信頼の下に実践を進める。

3. 生徒指導

目標

人間の尊厳という観点に立ち、幼児・児童生徒の内面理解に努め、個々の課題の解決を図るとともに望ましい集団活動を通して、人間としてよりよい生き方をめざし、実践していく力を育てる。あわせて、校内指導体制を有効に機能させ、組織的・計画的な指導を推進する。

努力点

- (1) 幼児・児童生徒と教職員及び幼児・児童生徒相互の心のふれ合いを大切にし、深い信頼関係に基づく人間関係の育成に努める。
- (2) 学習のつまずきやおくれ、生活のみだれなどが問題行動の要因となりやすいことを踏まえ、目的意識を持たせ、一人一人のよさに着目して意欲を育てる指導に努める。
- (3) 特別活動を充実し、ボランティア活動など様々な体験活動を通して、一人一人の児童生徒に豊かな心、たくましい心の育成と、存在感・充実感のある学校生活を送らせるための積極的な指導に努める。
- (4) 不登校やいじめなど個々の事象に対応できる組織的、継続的な教育相談活動を一層充実し、好ましい人間関係の育成を通して、社会性を身に付けるなど、その未然防止とともに、早期発見・早期対応を図るなどその解決に向けた総合的な取組を進める。
- (5) 学校や社会のきまり、ルールを守ることの意義や重要性について、児童・生徒を取り巻く課題等を教材化して、児童生徒に考えさせ、規範意識の向上に努める。
- (6) 家庭、地域社会や関係諸機関との連携を強め、児童生徒の学校外活動への参加を促すとともに、環境の浄化や健全な文化の育成に努める。
- (7) 児童虐待の早期発見に努め、関係機関と連携し、必要な支援を行う。

4. 健康安全教育

目標

自他の生命の尊さを自覚し、生涯にわたって心身ともに健康で安全に生き抜く実践力を身に付けた児童生徒を育成するため、家庭や地域社会との連携を強化し、教育活動全体を通して組織的・計画的に取り組む。

努力点

- (1) 健康の保持増進と幅広い運動を経験させ、基礎的な体力、運動能力の向上を図るとともに、生涯にわたって心身ともに健康で安全に生き抜く実践力を育てる。
- (2) 事故災害の実態を明らかにして教材化し、潜在危険を予測する能力を高め主体的に安全な生活を営む正しい判断力と実践力を養う。特に日常的な安全管理に関する対策、交通安全指導の徹底と地震防災安全教育の充実を図る。
- (3) 危機管理体制を整備・充実し、学校独自の「危機管理マニュアル」を検証し改善することにより、教職員がその意識を高め、保護者・地域社会・関係機関等と連携して児童生徒の安全確保に努める。
- (4) 生命の尊厳、人権尊重の立場から、児童生徒の実態と発達段階に応じたエイズに関する指導を含む性教育を発達段階に応じて指導内容を工夫し、保護者等の理解を得ながら適切に推進するとともに、喫煙・薬物乱用などの防止や感染症及び生活習慣病など健康に関する現代的課題に適切に対応する。
- (5) 食に関する指導の重要性を一層認識し、望ましい食習慣の形成や好ましい人間関係を育てるなど、各校の特色を生かし、家庭や地域社会と連携した食育の取組を推進する。

社会の変化に対応する教育の推進

1. 国際理解教育

目標

国際感覚を身に付けた児童生徒の育成を目指し、我が国の文化や伝統を尊重するとともに、異文化を理解し尊重する態度や共に生きていく資質や能力を育てる。

努力点

- (1) 国際社会に生きる日本人としての基礎的資質を養うため、各教科等の指導内容を踏まえて年間指導計画を確立し、その実践に努める。
- (2) 外国人との交流を通して諸外国の文化を理解させ、コミュニケーション能力の育成に努める。
- (3) 帰国児童生徒については、学校生活への円滑な適応を図り、海外で身に付けた能力や特性を生かす指導に努める。

2. 環境教育

目標

身近な自然や社会の事象に关心を持ち、人々のくらしと環境とのかかわりについて理解を深め、環境を大切にする生活のしかたや実践的態度や能力を育てる。

努力点

- (1) 脱温暖化社会と循環型社会を目指し、地域の実態に応じて環境教育の内容を明らかにし、学校・園の教育活動全体を通して計画的に推進する。
- (2) 児童生徒等の発達段階に応じて積極的に身に付けた体験的な学習や問題解決的な学習を取り入れ、環境に対する豊かな感受性と環境に配慮した生活や行動ができる態度を育てる。

3. 情報教育

目標

児童生徒の発達段階に応じ、情報を主体的に選択し活用できる能力の育成に関する指導を、教育活動全体を通じて総合的・計画的に推進する。

努力点

- (1) 教育活動全体を通して情報教育が推進できるよう、各教科等の目標や内容及び相互の関連を踏まえ、年間指導計画に位置付ける。
- (2) 各教科等の指導に当たっては、情報通信ネットワークやコンピュータなどの教育機器を積極的に活用して、児童生徒の興味・関心に応じた主体的な学習を展開するなど、指導方法の改善工夫に努める。
- (3) 情報教育を推進する組織体制の整備を進め、発達段階に応じて、情報モラルに関する指導の充実に努める。

教職員の資質能力の向上

1. 教職員の使命と責任

目標

教職員は、教育公務員としての使命と責任を自覚し、教育関係諸法令を守るとともに、教職に対する愛着と誇りをもち、豊かな人間性、広い社会性及び高い専門性を基盤とした実践的指導力の向上に努めなければならない。

努力点

- (1) 教職員は、人間の成長や発達について深い理解と児童生徒に対する教育的愛情を持ち、児童生徒や保護者との信頼関係を確立するとともに、ボランティア活動など広く社会とかかわり学校内外を問わず、幅広い人間関係を築くことによって、自己

の人間性を豊かにするよう努める。

- (2) 教職員は、広い視野から社会の変化や時代のニーズを的確に把握する感性を持ち、常に意識改革に努め、児童生徒や保護者の多様な価値観に適切に対応するとともに、教職員相互の連携・協働体制の確立を図り、組織としての学校教育力を高めるよう努める。
- (3) 教職員は、豊かな見識と専門性に基づいた確かな指導力と自ら学び続ける意欲を持ち、自己の資質能力の向上に努めるとともに、常に組織の一員としての自覚をもち、計画的・継続的な教育実践に取り組み、公教育の推進を目指す。
- (4) 教職員は、自己の健康管理に留意するとともに、幼児・児童生徒の生命の安全に対する危機意識を持って勤務することはもとより個人情報にかかる文書等の管理についても慎重にして適切な取り扱いに努める。

2. 教職員研修

目標

教職員は、職務の遂行に当たって、教育目標の具現化のために、不断の研鑽けんさんによって自己の陶冶とうやを図るとともに、主体的・組織的な研修を通し、指導力の向上に努め、学校教育への期待に応えるよう努めなければならない。

努力点

- (1) 校長は、年間研修計画を策定するとともに、校内研修組織を整備し、教職員の実践的指導力の向上と研修成果の発表の機会の設定に努める。
- (2) 教職員は、京都府教育委員会や京都府総合教育センター及び京田辺市教育委員会が主催する研修に積極的に参加し、指導力量を向上させるとともに、研修成果を校内研修や教育実践に生かすように努める。
- (3) 研究会等は、公教育の推進を目指し、教育委員会との密接な連携のもとに教育水準の向上を図るため、教育課題を踏まえた研究活動を進める。

平成19年度 学校教育の実践的課題

- 1 学習指導要領の趣旨を踏まえた諸計画の整備・充実と、創意ある教育課程の編成及び適正な実施・管理に努める。
- (1) 学力向上プログラムを学校評価・改善に位置付け、学力の状況を的確に把握・分析して、学力の充実・向上を目指す具体的な目標設定をし、個に応じた指導の推進や校種間、家庭との連携などを通した組織的な取組の強化に努める。
- (2) すべての教科の基盤となる国語力の育成の視点を明確にした指導を推進するとともに、児童生徒の読書意欲の向上や読書習慣の形成等、読書活動を充実する。
- (3) 家庭との連携により、発達段階に応じた学習習慣の確立に努める。

- (4)「総合的な学習の時間に係るガイドライン」を参考とし、各教科等と関連づけた「目標及び内容」等を示す「全体計画」の作成と、指導の充実を図る。
- 2 諸計画を改善し、道徳の時間の充実と指導方法の工夫改善、体験活動の実施などによる「心の教育」を推進する。
- 3 「豊かな体験活動推進地域」として、各学校の特色を生かしながら一人一人に豊かな人間性や社会性を育むための多様な体験活動の充実を図る。
- 4 障害のある児童生徒について、「個別の指導計画」による個に応じた指導を推進し、学校・園間や関係機関及び保護者と連携のもとに進路を見通した就・修学指導に努める。
- 5 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒個々の理解を深め、**関係機関等との連携による相談支援活動を充実し、校内体制の一層の整備に努める。**
- 6 人権教育の推進に当たっては、同和問題を人権問題の重要な柱として**位置付け**、人権に関する学習を計画的に進める。
- 7 不登校やいじめ問題に対応できる教育相談機能を充実させるとともに、その未然防止と解決に向けた組織的・継続的・総合的な取組を**強化し、児童生徒の居場所づくりを進め支援を図る。**とりわけ、いじめの問題については、児童生徒等が発する心のサインを見逃さないように、**いじめの早期発見とその対応に努める。**
- 8 危機管理体制を整備・充実し、教職員がその意識を高め、家庭・地域社会との連携による安心・安全な教育環境づくりを推進し、児童生徒等の安全確保と学校の安全管理に努める。
- 9 公的研修への積極的参加と研修成果を生かし、学校の教育力の向上に繋がる教育課題を踏まえた研修を充実し、学校評価などを活用した学校改革の推進と教職員評価などを活用した教職員の資質向上に努める。
- 10 学校の課題を明確にして「特色ある教育」を進め、教育活動や学校運営についての学校評価等や情報の積極的な提供を行うとともに、学校評議員制度の充実を図ることを通して、家庭や地域の信頼に応える学校づくりに努める。
- 11 市内にある教育機関、校種間との連携や接続に努め、地域の自然や文化、人材などを積極的に生かして、学校での創意ある教育活動を開拓するように努める。

市立幼稚園及び小・中学校の教職員並びに教育関係者は、以上のような京田辺市の教育を推進するため、学校教育にたずさわる使命と責任を自覚し、校・園長を中心に信頼と協調による規律ある指導体制を確立して、その遂行に努め、保護者ならびに市民の信託と期待に応えなければならない。

平成19年度 社会教育指導の重点

1. 社会教育の指導の重点

社会教育においては、国・府・市の計画及び各関係委員会や審議会の答申、提言等の趣旨を踏まえながら、基本的人権の尊重を基盤に市民の自発的な学習活動や社会参加活動の促進に努め、心豊かな人づくりと文化の伝統をきずくまちづくりを目指す。

そのため、社会教育の一層の充実に努めるとともに、関係機関・団体と連携しながら、市民が生涯にわたって、学び続けることができる学習環境の総合的な整備、充実に努める。

2. 努力点

[生涯学習社会の実現]

(1) 生涯学習の振興

生涯学習推進基本計画に基づいて、学習環境の総合的な整備・充実及び心豊かな社会をつくる自発的な学習活動の推進を図り、ともに学ぶ生涯学習社会の実現に努める。

- ① 学校及び地域の教育資源を積極的に活用して、学社連携を推進するとともに、次代を担う青少年を育成するため、体験活動を推進するなど、地域社会全体で子どもを育てる環境づくりへの支援を充実する。
- ② ボランティア活動を振興するため、生涯学習人材バンクや生涯学習ボランティアの発掘や育成に努める。
- ③ 自発的な学習活動を支援するため、情報提供と相談活動の充実に努める。
- ④ 大学や学研(関連)施設等の立地条件を生かし、連携事業や高度で豊富な人的、物的資源の一層の有効活用に努める。
- ⑤ 「いつでも、どこでも、だれでも、なんどでも、たのしく」学べる生涯学習環境を充実するため、生涯学習推進事業などを支援して、学習や交流事業の拡充に努める。

(2) 現代的課題などに関する学習活動の推進

生涯にわたる自発的な学習活動の促進に努めるとともに、国際理解、環境情報などの現代的課題に関する学習活動を推進する。

- ① 変化の激しい社会の中で進展する国際化・環境問題・高度情報化を正しく認識しそれに対応できる人材の育成と学習活動の充実を図る。
- ② 男女共同参画社会の推進、高齢者の社会参加活動の促進、障害のある人の自立と社会参加を促進するため、多様な学習プログラムの開発などに努め、学習

機会の充実に努める。

- ③ 多様な課題に対応するため、各関係機関・団体との連携に努める。

(3) 社会教育関係団体の育成と支援

社会教育関係団体は、地域活動の活性化を図る上で、重要な役割を果たしており、団体の自主性を尊重しつつ、主体的な活動ができるよう育成と支援に努める。

- ① 社会教育関係団体の果たす役割は重要であり、団体の活動が効果的に行われるよう、指導・支援するとともに、その活性化に努める。
- ② 社会教育関係団体の指導者を養成するため、研修会等の機会の拡充や情報提供に努める。
- ③ 社会教育活動の推進を図るため、関係機関・団体との連携の強化に努める。

(4) 社会教育施設・設備の活用と整備

生涯学習の拠点施設として位置づけ、その機能が十分発揮されるよう各施設の特性や市民の学習ニーズに対応した総合的な活用を促進する。

- ① 社会教育の一層の充実を図るため、講座、教室等の学習活動を通じて社会参加活動の促進に努める。
- ② 少子高齢化・国際化・情報化や環境問題など、現代的課題に対応した講座等の充実に努める。
- ③ 社会教育施設等において情報活用能力を身につける学習の充実に努める。
- ④ 生涯にわたる学習機会の充実を図るとともに、市民の主体的な文化・スポーツ・コミュニティ活動等に対応できる施設の整備と活用の促進に努める。
- ⑤ 社会教育施設の有効活用を促進するため、学習環境の整備充実や関係施設間の連携に努めるとともに、ボランティアの養成を図る。
- ⑥ 生涯学習関連施設整備計画やスポーツ施設整備計画に基づき整備に努める。

[人権教育の推進]

(1) 一人一人の尊厳を大切にする人権教育の推進

一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現に向け、生涯にわたり、あらゆる場や機会を通じて、基本的人権の尊重や、同和問題などさまざまな人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる自発的な学習活動の促進に努める。

- ① 生涯学習の視点に立って、生命の尊さ、個性の尊重、他の人との共生などの人権尊重の理念や、さまざまな人権問題についての正しい理解と認識を深めるための学機会の充実を図る。
- ② 身近な生活の場や機会において、あらゆる人権問題の解決に向けた学習活動

を促進するとともに、人権尊重を日常生活の習慣として身につけ実践できる態度をはぐくむことができるよう取組を推進する。

(2) 人権に関する多様な学習活動の充実

あらゆる人権問題の解決に向けて、社会教育が果たすべき役割の重要性を認識し人権に関する多様な学習活動の充実に努める。

- ① 学習活動を効果的に推進するため、学校及び 関係機関・団体などと連携した総合的な取組の促進に努める。
- ② 学習活動の活性化を図るため、地域の実態を踏まえ、各種人権教育資料を活用し学習内容や方法の工夫改善に努める。
- ③ あらゆる人権問題の解決に向けた学習活動を効果的に推進するため、社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者の資質・実践力の向上を図るため、研修会の充実を促進する。

[家庭・地域社会の教育力の向上]

(1) 家庭の教育力の向上

すべての教育の出発点である家庭教育の重要性と役割を明確にし、家庭の教育力の向上を図るための学習活動を推進するとともに、地域や学校、関係機関・団体と連携して家庭教育の振興を図る。

- ① 生命を大切にする心、思いやりの心など豊かな心をはぐくむ家庭の教育力を高めるため、家庭教育に関する学習機会の充実に努める。
- ② 家庭教育や青少年問題について、情報の提供に努めるとともに、身近な場における学習会や交流・相談活動を推進する。
- ③ 将来にわたる心身の健康と豊かな人間性をはぐくむため、食習慣をはじめとする基本的な生活習慣の形成の重要性について理解の促進を図る。
- ④ 家庭教育に関する学習会や、P T A活動などへの積極的な参加を促進するとともに、学校、地域及び関係機関・団体との連携に努める。
- ⑤ 家庭教育に関する資料などを活用し、学習活動の充実に努めるとともに、指導者の養成を図る。

(2) 地域社会の教育力の向上

新しい時代を切りひらく力のあるたくましい青少年を育成するため、学校・家庭・地域が連携しながら、地域の大人が力を結集して、地域におけるさまざまな活動を総合的に推進する。また、その活動を通して、地域の全ての人たちが交流を深め、誰もが安心・安全に暮らせる場の整備に努める。

- ① 「子どもの居場所づくり」及び「ふるさと体験学習」をとおして、地域での組織づくりを充実するとともに、分館公民館、学校、各社会教育施設などの活用と情報提供の充実を図り、豊かな体験や異年齢・世代間交流ができるような仲間づくりの促進に努める。
- ② 地域に定着した分館公民館において、青少年や地域のさまざまな人たちが交流を深め、誰もが安心・安全に過ごせる居場所づくりに努める。
- ③ 地域社会における生活体験・自然体験やボランティア活動などの体験活動、様々な人々との多様な交流の機会の充実を図り、青少年の社会参加を促進する。
- ④ すべての子どもが様々な活動に、より主体的に参加できるよう、子どもの発達段階に応じた役割を与える工夫をするとともに、リーダーの養成に努める。
- ⑤ 子どもの地域における活動を充実させるため、指導者の資質向上と市民への啓発・広報に努める。
- ⑥ 青少年の学習や生活の実態を把握するとともに、健全育成の重要な役割を担う育成団体や関係機関と連携を密にしながら、社会環境浄化の取組など健全育成活動の推進を図る。
- ⑦ 留守家庭児童会を開設し、児童の健全育成に努める。

[文化・スポーツの振興]

(1) 文化活動の促進

市民がいきいきとした生活を築き、豊かな人間性をはぐくむ文化活動の促進に努める。

- ① 関係団体と連携しながら文化活動の一層の振興に努める。
- ② 伝統文化の理解と継承、芸術鑑賞など多様な文化活動の促進に努める。
- ③ 文化活動に関する情報提供や優れた芸術文化に親しむ機会の拡充に努める。
- ④ 文化活動を行っている団体やサークルが共同した取組ができるよう活動を支援し、文化サークル・団体の育成を図るとともに、高い資質を持つ指導者の養成に努める。

(2) 文化財の保護と活用

文化財を大切に保護するとともに、市民生活の文化的向上に役立てるよう文化財等の有効な活用を図る。

- ① 市民の文化財への理解を高めるとともに文化財愛護の心を育て、次代へ引き継ぐため、資料の調査・収集・展示、講演会などをを行い、その普及啓発に努める。
- ② 市内にある文化財の保護と活用を図るため、文化財の所有者、関係機関及び団体との連携に努める。
- ③ 体験学習ができる大住郷土民俗室の活用を推進する。

(3) 生涯スポーツの推進

市民が生涯にわたって健康で充実した生活を送れるよう、また、市民のスポーツ活動の水準を高めるため、「生涯スポーツの振興」と「競技スポーツの振興」を推進する。

- ① 市民のスポーツ・レクリエーションへの自発的・継続的な参加を促進し、健康・体力づくりの推進を図るとともに、市民ニーズに対応した親しみのあるスポーツの普及と振興に努める。
- ② スポーツ活動の日常化を促進するため、気軽に参加できる各種のスポーツ行事、スポーツ教室を実施するとともにニュースポーツの普及・啓発に努める。
- ③ 市民各層に応じたスポーツの普及・振興を図るため広報の充実及び情報の提供を促進し、啓発に努める。
- ④ 体育・スポーツ関係団体と連携を図り、各種スポーツ大会の充実や優れた選手の育成に努める。
- ⑤ 「生涯スポーツ」「競技スポーツ」の振興を図るため、体育・スポーツ団体の組織づくりや活動を支援し、スポーツクラブ・サークルの活動の充実を図るとともに、高い資質を持つ指導者の養成及びスポーツボランティアの育成に努める。
- ⑥ 学校体育施設を含む既存施設の効率的活用を図るとともに、施設の整備・充実に努める。
- ⑦ 全国小学生ハンドボール大会の継続開催等、特色あるスポーツの振興に努める。
- ⑧ 学校週5日制の趣旨を踏まえた事業の充実に努める。
- ⑨ スポーツ振興計画の策定を進める。
- ⑩ 生涯スポーツの場づくり、地域住民の交流の場づくりとして同志社大学との連携による「総合型地域スポーツクラブ」の設立に向けた取組を進める。